

海外留学支援制度（学部学位取得型）実施規程を次のように定める。

平成29年4月21日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 海外留学支援制度（学部学位取得型）実施規程

### （目的）

第1条 この制度は、我が国から諸外国及び諸地域（以下「諸外国等」という。）に所在する大学（以下「留学先大学」という。）へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、修学に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国等との相互理解と友好親善を増進するとともに、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、「派遣留学生」とは、学士の学位を取得するために留学（我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学は除く。）する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程の間、本制度により修学に対する支援を受ける者をいう。

### （支援の対象者）

第3条 この制度により、支援の対象となる者は、日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者とする。

### （資格及び条件）

第4条 この制度により、派遣留学生として支援を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者
- イ 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者
- ウ 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

- (2) 応募時まで、国内外の大学（短期大学を含む。以下同じ。）、大学院、高等専門学校（第4学年以上）若しくは専修学校の専門課程及び諸外国等の大学に入学するための準備教育を行う課程等に在籍したことがない者
- (3) 応募時において、我が国に居住している者又はこれに準ずる者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下この条において同じ。）を支援期間開始時まで卒業する者若しくは応募締切時において卒業後3年以内の者又は高等専門学校の第3学年の課程を支援期間開始時まで修了する者若しくは応募締切時において修了後3年以内の者
  - イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）第4号及び第5号の規定に基づき指定された教育施設の当該課程を、支援期間開始時まで修了する者又は応募締切時において修了後3年以内の者
  - ウ 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和23年文部省告示第47号）第20号から第24号までのいずれかに該当する者であって、支援期間開始時まで又は応募締切時において該当後3年以内の者
  - エ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験の合格者又は支援期間開始時まで合格見込みの者
  - オ 外国において我が国の高等学校等又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。第6号において同じ。）に相当する課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第2号の規定による高等学校の課程と同等の課程を有するものとして文部科学大臣が認定した在外教育施設の課程を含む。）を、支援期間開始時まで修了する者又は応募締切時において修了後3年以内の者
  - カ その他留学先大学から学士課程への入学許可を受けている者又は支援期間開始時まで受ける見込みの者
- (5) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者
- (6) 支援期間中において報酬を伴う労働に従事していない者。ただし、次の条件を満たす場合は、この限りでない。
  - ア 学位取得に向けた学修活動等の遂行に支障が生じないこと。
  - イ 学位取得に遅れが生じないこと。
- (7) 支援期間開始時から終了時までの間、国内外の他の大学、高等専門学校又は専修学校（国外にあってはこれらの学校に相当するものを含む。）の専門課程に在籍していない者
- (8) 留学先大学での主たる使用言語の語学能力が、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、別に設置する

海外留学支援制度（学部学位取得型）実施委員会（以下「委員会」という。）で定める水準以上である者

- (9) 第4号に規定する学校，課程又は試験等における成績が5段階評価で3.7以上に相当する者（5段階評価により難しい場合においては，これに準ずると認められる者）
  - (10) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
  - (11) 家計支持者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者）の1年間の総収入金額から必要な経費を控除した年間の所得金額（家計支持者が2人以上いる場合は，その全員の所得金額の合計額）が，原則2,000万円以下である者
  - (12) 国内で確実に機構と連絡をとることができ，派遣留学生在が不測の事態に遭遇した場合の対応に協力する親族等を有する者
  - (13) その他理事長が必要と認める条件を満たす者
- （支援の内容）

第5条 機構は，派遣留學生に対し，業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第34条第3号及び第35条に基づき，次の表のとおり奨学金及び渡航支援金を支給する。

給付内容	区分	給付額
奨学金	区分A	月額 326,000円
	区分B	月額 282,000円
	区分C	月額 268,000円
	区分D	月額 224,000円
	区分E	月額 218,000円
	区分F	月額 174,000円
	区分G	月額 168,000円
	区分H	月額 124,000円
備考 各区分に属する留学先国・地域については別に定める。		

給付内容	給付額
渡航支援金	160,000円

- 2 奨学金は原則として1月分ごとに支給する。
- 3 支給期間は，原則4年を限度とする。
- 4 渡航支援金は新規採用者の支援開始時に支給する。

（選考方針等の決定）

第6条 理事長は，委員会に諮り，この制度に係る選考方針及び選考基準等を審議の上決定する。

（派遣留學生留学計画等の提出）

第7条 この制度により支援を希望する日本人学生等は，理事長に留学計画等を提出するものとする。

（留学計画等の審査）

第8条 理事長は、組織運営規程第30条の規定に基づき、別に設置する海外留学支援制度（学部学位取得型）審査会において、第6条により決定された選考方針及び選考基準等に基づき、前条により提出のあった留学計画等を審査の上、派遣留学生候補者を決定する。

（派遣留学生の決定及び通知）

第9条 理事長は、前条により審査された留学計画等に基づき、委員会に諮り、同条により決定された候補者を審査の上、派遣留学生としての採否を決定する。

2 理事長は、前条及び前項の審査により採否を決定したときは、第7条の規定により留学計画等を提出した日本人学生等に通知する。

（奨学金及び渡航支援金の支給）

第10条 派遣留学生に対する奨学金及び渡航支援金の支給は、別に定める方法により行う。

（留学状況の報告）

第11条 理事長は、派遣留学生から、次の各号に定める報告を受けるものとする。

- (1) 支援期間中毎月1回 学修内容に関する報告
- (2) 支援期間中毎学期終了後 学修状況及び成績に関する報告
- (3) 支援期間終了後 学修成果に関する報告

（事務処理）

第12条 この制度に係る事務は、留学生事業部海外留学支援課において処理する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第30号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年10月18日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の規定は、平成31年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（学部学位取得型）による支援について適用し、平成30年度以前に開始した海外留学支援制度（学部学位取得型）による支援については、なお従前の例による。

（留学継続特別奨学金による特例）

3 第5条の規定にかかわらず、機構は、派遣学生に対し、令和4年度一般会計補正予算（第2号）において、留学継続支援に要する費用の補助として措置された財源により、別に定める奨学金を支給することができる。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第7号）

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第27号）

この規程は、令和2年10月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 4 年規程第16号）

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 5 年規程第 9 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の附則第 3 項の規定は、令和 5 年 1 月 6 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 6 年規程第10号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。